

租税教育に関する協定を締結

～税理士会山梨県会・山梨学院大学～

東京地方税理士会山梨県会と山梨学院大学との「租税教育の推進および充実に関する提携協定」の締結式が、5月12日（木）に山梨学院広報スタジオにおいて行われた。締結式では税理士会・大学関係者が見守る中、経緯説明と概要説明が行われたのち、三神県会長と古屋学長が協定書にサインをした。またこの締結式には多数のマスコミも取材に訪れ、テレビや新聞等においても報じられ、この取り組みへの関心の高さがうかがわれた。

この協定は、租税教育の推進および租税教育の充実に寄与することを目的とし、このような税理士会と大学との協定は全国的にも珍しく、先進的な取り組みである。今年度は太郎良准教授の3・4年生を対象とした演習科目において「租税教育プログラム」を実施する。このプログラムでは、租税の歴史から現在の税制、財政収支の推移、諸外国の事例などについての討議・研究を行い、税のしくみと社会の関係について理解を深め、公平な社会・税制のあり方を考える。また学生による小中学生を対象とした「租税教室」の実施も予定しており、租税教育に携わる人材の育成も目指している。

この「租税教育プログラム」は前後期合わせて30コマの授業が予定されており、税理士会はその講義内容の作成から協力し、さらに全ての授業に出席し専門的立場からアドバイスをするなど、税理士会と大学とが協働しての授業づくりを目指す。この取り組みが、租税教育の分野における税理士会と大学との提携のモデルケースになることを期待する。

